

# 投票所一覧表

地区	番号	あなたの生んでいる所	投票所名
日 章	第1	王子(北・中・南)、前永田、高見、高日、藤宮(上・南)、徳常、笠松(上・南)、北組(1・2)、中組(東・中・南)、南組、	日章營農生活改善センター
	第2	永庄(北・南)、上咲内、木村(北・南)、東町(西・東・南)、中町(1・2・3・4)、西町(1・2・3)、都築紡績、	立田公民館
	第3	下咲内(北・南)、茨西(北・南)、新屋、土居、中須、開田、大学宿舎、日章寮、高専宿舎、切正寮、空港宿舎、合同宿舎	物部公民館
	第4	久枝(配1・2・3、中・北、東1・2・3)、下島(北・東)	久枝公民館
大 篠	第5	能間(東・北)、野田口、城陸、朝日町(北・北)、梗田町、稲吉(東・中・南)、西庄、新川	大篠小学校体育館
	第6	山崎、八木、田井、関、竹中、西野々、住吉野、伊達野、大塙団地、南海学園、白銀荘	竹中公民館
	第7	篠原(東・北)、南小龍南	篠原中央公民館
	第8	明見	明見公民館
稻 生	第9	立石、千田木、土居谷、衣笠、丸山、井川、千屋崎	稻生ふれあい館
	第10	中谷、林谷、酉谷、小久保、芦ヶ谷、北地	小久保公民館
十 市	第11	人形谷、糸木楠上、錦城、栗山、東坪池、西坪池 札場(1・2・3・4)、緑ヶ丘(1・2・3丁目)	青葉者多代会堂(十市支所)
	第12	剣屋、東組、国政、土居谷、西和	野口直治方倉庫
	第13	大小浜、八丁、阿戸、丸山	阿戸公民館
	第14	岡上、北組、中組、南組、寺山	前まつ村農工所片山食事
三 和	第15	上畑、室屋、土居、立石、馬橋、野尻、小田村、山口団地	三和公民館
	第16	東場、中ノ丁、細工所、八松	中ノ丁公民館
	第17	中田、本村、岩坂(北・南)	浜改田公民館
	第18	浜田	浜田公民館
前 浜	第19	西組、中組、寺家、久保、東組、浜庭	寺家公民館
	第20	里組	下田村共同利用施設(下田村会所)
後 免	第21	東町、後免町(1・2・3・4丁目)	後免町公民館
	第22	西山、南嶺山	西山公民館
長 岡	第23	北神山、南三島、北三島	南三島公民館
	第24	上末松、下末松、上甘枝、古市、祈年	長岡東部公民館
	第25	東山町(1・2・3丁目)、幸町(1・2・3丁目)、4区 〔1区、2区、3区(北・南)、中央団地〕	中央第5集会所
	第26	5区、6区(北・南)、7区(北・南)	中央第1集会所
国 府	第27	東崎東部、東崎西部、宇田、日吉町(1・2・3丁目) 駅前町(1・2・3・4丁目)	宇田公民館
	第28	西島、たちはな、祈年団地、8区、小山団地、北小龍、南小龍、清風園、土佐希望の家	中央第4集会所
久 田	第29	国分(北・中・南)、左右山(東・中・南)、北江(上・下・東)、国府寮	国府小学校
	第30	植田(北・中・南)	植田公民館
瓶 岩	第31	久礼田(北・土居・石堂・中・北・中組・平南・西北・西南・高石)	久礼田体育館
	第32	植野(北・中・北・西)、領石(北・中・南)	植野公民館
上 倉	第33	宍崎、亀岩、外山、才谷	宍崎岩公民館
	第34	成合、天行寺	成合天行寺公民館
岡 豊	第35	白木谷(道木・鶴野・中・谷・中平・南下・小瓦・中組・新所・字屋・八倉)	白木谷公民館
	第36	(下・上)八戸、丸山組	森田喜見万車庫
	第37	奈路(北・南・北)	奈路公民館
	第38	中谷、上倉	中谷公民館
野 田	第39	桑ノ川、黒瀧、大改野、中ノ川	黒瀧公民館
	第40	笠ノ川(北・中・南)、八幡(北・中・南)	笠ノ川公民館
岩 村	第41	小蓮(北・南)、定林寺、流本	定林寺公民館
	第42	蒲原、小蓮看護婦寮、蒲原医大宿舎、蒲原団地、蒲原住宅	蒲原公民館
	第43	中島(嵐・中・南)、常通寺島、江村、吉田、小笠、中島医大宿舎	中島消防屯所
	第44	上野田、下野田、西野田、西野田町(1・2・3・4丁目)	野田公民館
岩 村	第45	包末(北・南)、金地	包末公民館
	第46	福船、堀ノ内、藏福寺島	岩村公民館

12月12日は、市長選挙の投票日です



任期満了に伴う南国市長選挙の投票が、12月12日に行われます。投票の受付は午前7時から午後8時まで(成合、天行寺、中谷、上倉、桑ノ川、黒瀧、大改野、中ノ川は午後6時まで)です。今後の市政を託す大事な選挙です。あなたの1票を大切に、

■投票できるのは現在住んでいる場所で投票できるのは、次の皆さんです。  
 ▼昭和54年12月13日までに生まれた人  
 ▼平成11年9月4日までに南国市に転入届をし、引き続ぎ住んでいる人  
 ※今年11月17日以降に市内で住所を変わり、転居届を出された人は、前の住所の投票所に行ってください。

■投票所入場券を忘れずに各世帯に投票所入場券を郵送します。投票日には、投票所入場券を持って、左の表の投票所に行ってください。不在者投票券を持つてください。

■不在者投票に行けない人は、12月5日から12月11日までの間に不在者投票ができます。不在者投票は、午前8時30分から午後8時まで選舉管理委員会(市役所4階)で受け付けています。

■郵便によって投票できます次の人のうち、本人が申請し選舉管理委員会が郵便投票證明書を交付した人は、郵便で投票ができます。午後5時までに選舉管理委員会にある申請書に郵便投票證明書を添えて選舉管理委員会に投票用紙などの交付を請求してください。

■代理投票所で補助者に代理記載してもらうという方法で投票できます。不在者投票の場合も代理人お問い合わせは、市選舉管理委員会(8880-1657)まで

■転出入をした人平成11年12月4日現在で遅い場合は、登録を行います。平成11年9月5日以後に転入した人は投票できません。投票できません。

■区域外にいる場合なんらかの用務で投票区の区域外にいる場合は、施設で不在者投票ができるところもありますので、それぞれの施設でお尋ねください。

■病気けが・妊娠・身体の障害・産褥のために歩くのが難しい場合なんらかの用務で投票区の区域外にいる場合は、施設で不在者投票ができるところもありますので、できるだけ早く請求をしてください。

■郵便事情などで遅れる場合もありますので、できるだけ早く請求をしてください。

■監獄、少年院、老人ホームなどに収容・入所されている場合※病院、老人ホームなどの場合は、施設で不在者投票ができるところもありますので、それぞれの施設でお尋ねください。

■病院、老人ホームなどの場合は、施設で不在者投票ができるところもありますので、それぞれの施設でお尋ねください。